

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いについて

①許可期間

許可日から最長で3年以内

(※注③(3):車両の追加等の場合は、当初許可した車両の有効期間満了日)

②申請方法

A. 単独申請の場合

有償運送許可申請書に必要事項を記入し、書名又は押印の上、車検証の写し、任意保険等の証書の写し、研修の受講状況を添付して、許可証を添えて申請して下さい。

B. 一括申請の場合

有償運送許可申請書に必要事項を記入し、書名又は押印の上、有償運送許可車両一覧表、有償運送許可申請委任状を添付して、許可証を添えて申請して下さい。

(研修実施団体にて、委任状及び添付書類について適切かどうか確認を行うこと。)

③注意事項

(1) 申請の処理について、平成26年4月1日から申請を受理してから、原則として申請書の「運送使用する期間」の始期日の3ヶ月前から受け付けることができます。

同始期日の1ヶ月前までには、申請を行って下さい。

標準の処理期間は1ヶ月となります。

※即日の発行は行いません。

(2) 同一の研修受講をもって複数の運輸支局へ申請する場合又は、新たに車両を追加する際は、運輸支局において受付印を押印した受講証の写しを添付して下さい。

(3) すでに許可を取得している法人又は、個人が車両追加又は車両の入れ替え申請を行う場合の有効期間の満了日は、申請した運輸支局における当初許可となった車両の有効期間満了日と同一となります。

(4) 下記の場合は、許可を受けた運輸支局に対して、許可証の再交付申請をすることができます。

- ・許可証の紛失又は毀損した場合。
- ・氏名又は名称の変更及び自動車登録番号標(ナンバー変更)の変更の場合。

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区中釘2154-2

埼玉運輸支局 輸送部門

TEL048-624-1835